

令和8年8月24日

関係各法人代表者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金
の交付額減額措置について（通知）

日頃から、障害福祉制度の円滑な実施にご尽力いただき、お礼を申し上げます。

さて、令和8年8月24日付けで交付決定した広島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金については、補助金予算額に対して申請総額が超過したことから、予算の範囲内において適正かつ公平な配分を行うため、以下のとおり交付額の調整を行いました。

その結果、交付決定額が事業に必要な経費の額を下回る場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本調整は予算額の範囲内で補助金を交付するための措置であり、個別の申請内容を理由とするものではありません。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1 減額措置対象サービス
厚生労働省所管サービス（裏面の別表参照）
- 2 各事業所等の交付額の算定方法
広島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱第4条のとおり算出した額に、次項に定める調整率を乗じて得た額を各事業所等ごとの交付額とする。なお、調整率は小数第9位まで用いるものとし、算定の結果生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 調整率
調整率は0.977432768とする。なお、調整率は別表に掲げる厚生労働省所管サービスのみに対し、一律に適用される。
- 4 各法人の交付決定額の算出方法
各法人の交付決定額は、当該法人が運営する補助対象事業所等ごとの交付額を合算した額とする。

担当 指導検査グループ
電話 082-513-3158（ダイヤルイン）
（担当者 生駒）

【別表】

厚生労働省所管サービス一覧

サービス区分	交付率	調整率
居宅介護	20.3%	0.977432768
重度訪問介護	20.3%	
同行援護	20.3%	
行動援護	20.3%	
重度障害者等包括支援	20.3%	
生活介護	11.1%	
施設入所支援	22.2%	
短期入所	22.2%	
療養介護	22.2%	
自立訓練（機能訓練）	23.0%	
自立訓練（生活訓練）	23.0%	
宿泊型自立訓練	23.0%	
就労選択支援	11.4%	
就労移行支援	11.4%	
就労継続支援A型	11.4%	
就労継続支援B型	11.4%	
就労定着支援	11.4%	
自立生活援助	11.4%	
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%	
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%	
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%	
計画相談支援	47.0%	
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%	
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%	